

介護保険制度について

～介護保険申請からサービス利用の仕方まで～



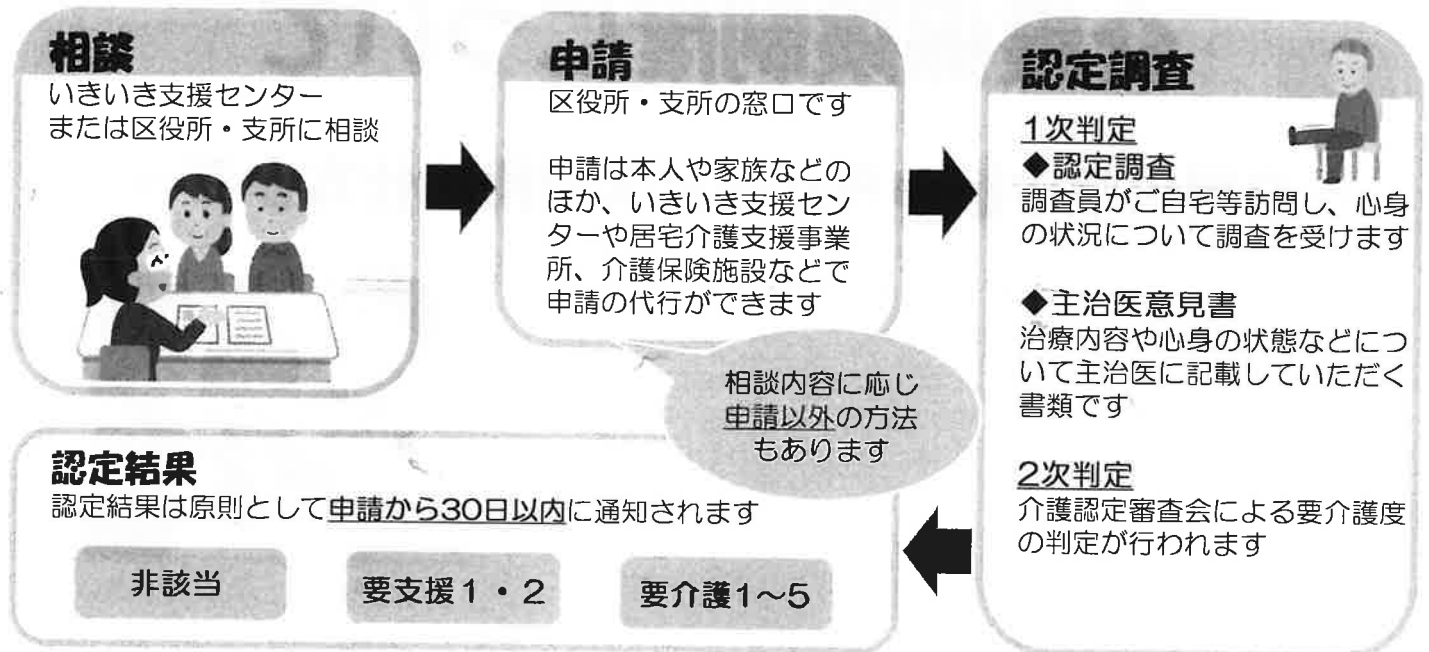
介護保険制度について

運営主体（保険者）は名古屋市

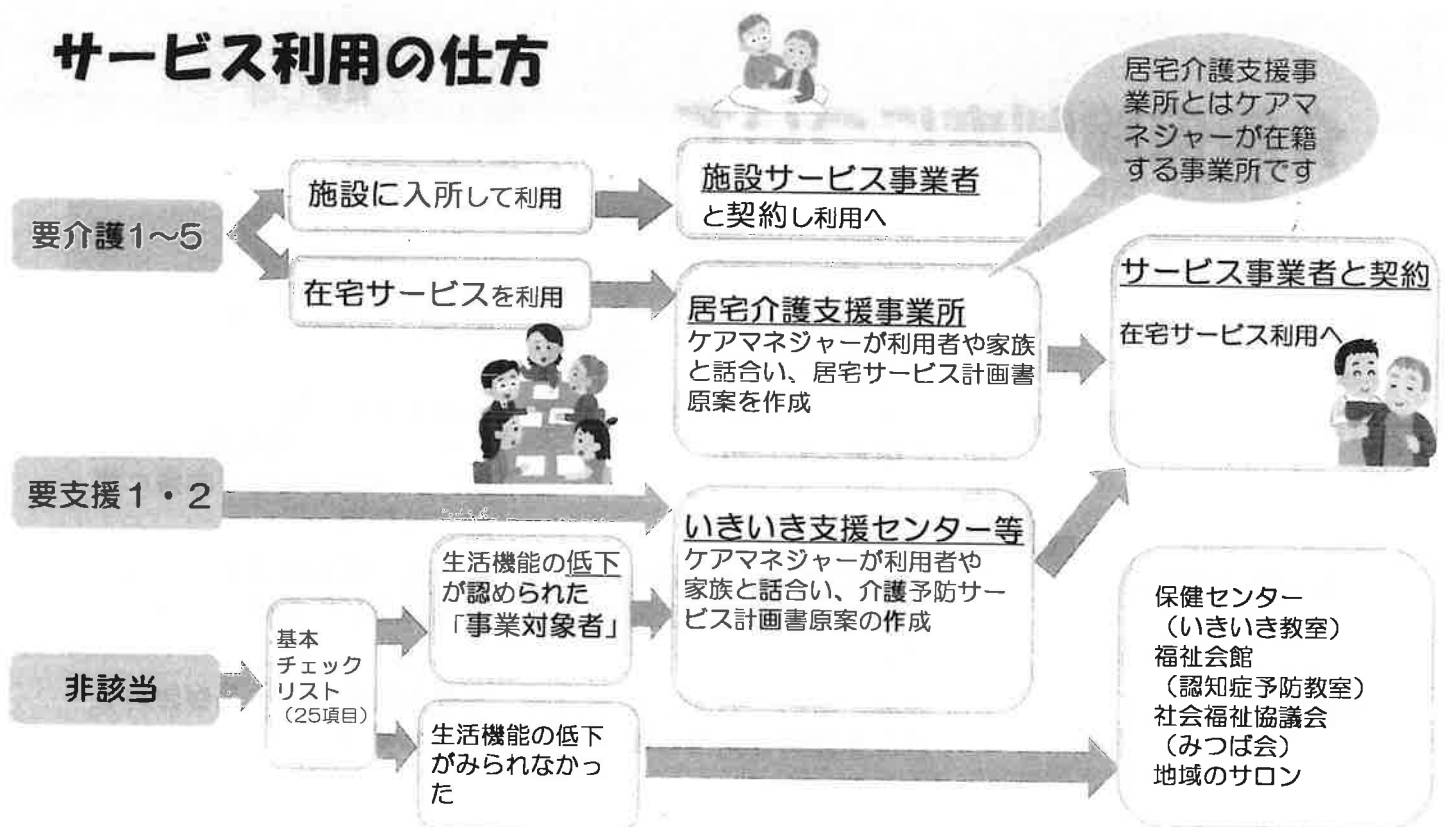


対象	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方 	40歳～64歳の医療保険に加入している方
介護サービスを利用できる方	介護や日常生活の支援が必要と認定された方 	脳血管疾患や関節リウマチなど加齢に伴う16種類の病気により、介護や支援が必要と認定された方
介護保険証の交付	65歳に到達される月に交付される為、手続きは必要ありません	要介護・要支援認定等を受けた場合などに交付されます
介護保険料	所得に応じて15段階に定められた保険料を納付します	医療保険者が定める保険料を納付します

実際にサービスを受けるには、介護保険の申請が必要です



サービス利用の仕方



介護保険制度について ～訪問サービス～



介護保険サービスの種類

自宅で家事や介護の手助けがほしいとき	自宅でリハビリや医療を受けたいとき	自宅外で介護やリハビリを受けるとき	短期間の施設入所
ヘルパー	訪問リハビリテーション	デイサービス	ショートステイ
訪問入浴介護	訪問看護	通所リハビリテーション	
配食サービス	居宅管理指導	通所型サービス 等	

訪問入浴



介護職員と看護職員が移動入浴車で訪問します。

事業所が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

訪問リハビリテーション・訪問看護

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリを行います。

注意

どちらも主治医の指示が必要です！



看護師などが訪問し、
体調の確認や薬の確認
排泄や入浴の介助、
在宅酸素、カテーテル等の管理、
褥瘡の処置を行います。

居宅管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・
管理栄養士・歯科衛生士
などが

通院が難しい方の
自宅を訪問します。



配食サービス

1日1食を限度として、
自宅へお弁当を配達します。

配達時に安否確認を行います。

● お弁当代ではなく、配送料が
介護保険の対象になります。

